

北間連だより

No.70

平成27年 1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



千歳・支笏湖水濤まつり

《 主要目次 》

- | | | | |
|---------------------|---|----------------------|------------|
| ●札幌国税局長年頭あいさつ | 2 | ●「税を考える週間」行事関係 | 6～9 |
| ●北間連会長年頭あいさつ | 3 | ●活動だより | 9～11、15～16 |
| ●平成26年度納税表彰 | 4 | ●国税広報 | 11～14 |
| ●「税の標語」関係 | 5 | | |

年頭のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

北海道間税会連合会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、揮発油税等の個別間接税に関する正しい税知識の普及活動を幅広く展開され、平成元年4月の消費税創設の際には、事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、消費税定着推進運動や滞納防止のための完納運動の推進に取り組んでられました。

間税会の皆様方の永年にわたる御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

消費税に対する国民の関心がこれまで以上に高まる中、貴会におかれましては「税の標語」募集活動や、e-Taxの利用促進などを重点事業と位置付けて積極的に活動されているほか、特に去年は、納税貯蓄組合との連携による「消費税期限内完納周知リーフレット」を作成され、金融機関を介して納税備蓄預金の活用を呼び掛けるなど、単位会レベルでの新たな施策にも取り組まれました。

私どもとしましては、税務行政の良き理解者であり、消費税等の事業者で組織する間税会の皆様の活動は、ますます重要なものになると考えており、このような消費税滞納の未然防止にもつながる極めて有益な取組みを契機として、間税会活動が広く一般の納税者の皆様にも理解されますよう願っているところです。

一方、国税当局におきましては、昨年4月からの消費税率の引上げを含む改正消費税法が施行されたことを受けて、事業者の皆様が改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解し、適正な申告・納付ができるよう、広報・相談・指導の各種施策に努めてまいりました。

また、消費税の転嫁対策につきましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けて政府全体で取り組んでいるところであり、国税当局としましても、転嫁や価格表示に関する相談に対しましては、適正かつ丁寧に対応することにより、税務行政に寄せられている国民の信頼にこたえていく所存でありますので、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、迎えます平成27年が北海道間税会連合会のますますの御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



札幌国税局長
大久保 修身

年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去年は全間連から間税会活動の最重点施策として「会員増強による組織拡大等」、「消費税完納運動の更なる推進」、「消費税の啓発活動等の拡充」の3点が示されたところですが、これらの施策については特に目新しいものではなく、これまでも会員皆様のご理解とご協力のもと鋭意推進してきているところです。しかしながら組織の現状をみますと、残念ながら会員の減少傾向に歯止めがかからないという状況にあり、また、消費税については滞納額が連年減少してきているとはいえ他の税目に比べて依然として高い水準にあるほか、昨年4月の消費税率引き上げに伴い消費税の滞納増加が懸念されることなどから、改めて「会員増強」と「消費税完納運動の推進」等が重点施策として提唱されたところであり、この趣旨を十分に踏まえ、今後とも各種施策を積極的に推進されますようお願い申し上げます。

ところで、皆様ご承知のとおり、本年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げは1年半の先送りとなりましたが、消費税における「低所得者への逆進性」の問題については、生活必需品等を軽減税率とする複数税率制度の導入か、単一税率を維持すべきかなどについて、今後とも重要な課題として論議されていくものと思われます。軽減税率導入には対象品目の選定・区分判定の困難性、事業者の事務負担増加、消費税収の減少など多くの弊害も指摘されていることから、間税会としては、これまでの「単一税率の維持と給付付き税額控除制度の導入」への提言活動を今後とも継続していくことが大事であると考えておりますので、引き続き皆様のお力添えをお願いする次第です。

いずれにしましても、提言活動や適正な申告と納税の啓発活動等各種の施策を積極的に展開していくことが大事であり、そのためには前述の重点施策にもあります「会員増強による組織拡大」を図り、間税会の存在感・提言力を高めていくことが肝要と考えておりますので、会員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



北海道間税会連合会会長
高橋 則行

平成26年度 納税表彰受彰おめでとうございます 敬称略

財務大臣表彰

高 橋 則 行

全国間税会総連合会 副会長
北海道間税会連合会 会長
函館間税会 会長



平成26年10月28日(火)、東京都港区の三田共用会議所において、平成26年度財務大臣・国税庁長官納税表彰式が開催されました。今年度の受彰者は財務大臣表彰が50人、国税庁長官表彰が85人でした。当日の表彰式においては、財務大臣表彰の受彰者代表として当連合会の高橋会長に宮下財務副大臣から表彰状が授与されました。



国税庁長官表彰

依 田 忠 敏

全国間税会総連合会 青年副部長
北海道間税会連合会 常任理事(青年部会長)
札幌中間税会 副会長(青年部会長)



荒 田 一 正

小樽間税会 顧問



国税局長表彰

成 澤 茂

北海道間税会連合会 常任理事
函館間税会 副会長



杉 下 清 次

北海道間税会連合会 常任理事
小樽間税会 副会長



生 駒 雅 彦

北海道間税会連合会 常任理事
旭川中間税会 副会長



徳 井 裕 昭

北海道間税会連合会 常任理事
帯広間税会 副会長



税務署長表彰

丸 藤 タカエ
札幌西間税会 女性副部会長

宮 内 光 則
北間連常任理事(札幌南間税会)

茂 森 慶 子
函館間税会 常任理事

岩 井 光 雄
八雲間税会 理事

永 井 恵 亮
俱知安地方間税会 理事

鈴 木 将 士
岩見沢間税会 常任理事

今 尚 文
名寄間税会 専務理事

工 藤 仁
浦河間税会 副会長

市 町 峰 行
北間連副会長・苫小牧間税会会長

藤 原 治
帯広間税会 常任理事

(注) 受彰者の役職名につきましては、他の税務関係団体の役職にもある場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

平成26年度

「税の標語」

多数の応募
ありがとうございます

平成26年度「税の標語」の応募数は11間税会から4707点で、前年度（3486点）に比べ1221点の増加となっています。このうち小中学生等からは札幌東、札幌南、函館、岩見沢、滝川、旭川中、室蘭、網走、十勝池田、根室の10間税会で4545点となっており、前年（3344点）に比べ1201点の増加となっています。応募のあった作品については全間連で審査の結果、「全間連・佳作」に2点、「全間連・入選」に4点の作品が受賞となりました。また、各学校ごとに別途「北間連会長賞（優秀賞）」の審査が行われ、121点の作品が受賞となっています。各賞の受賞者の生徒さんには、「税を考える週間」等において、該当間税会の会長、役員の皆様を通じて賞状と記念品が贈られました。表彰された生徒の皆さんの笑顔はとても晴れがましくにこやかなものでした。なお、地元紙にも取り上げられるなど、間税会活動の一端を知っていただく良い機会となりました。

全間連「佳作」

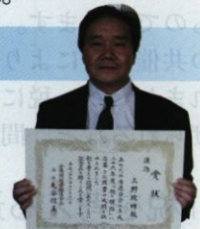
函館 函館市立青柳小学校
坂岡 美南

安心を 未来につなげる 消費税



旭川中 植平印刷(株) 旭川市
三野 政明

これからの 長寿を支える 消費税



全間連「入選」

函館 函館市立柏野小学校
税のこと 理解を深めて 豊かな社会

岩見沢 岩見沢市立栗沢小学校
この国を支えるための 消費税

室蘭 室蘭市立本輪西小学校
消費税 みんなをまもる スーパーマン

根室 中標津町立中標津中学校
考えよう 国と税と ぼくらの暮らし



札幌市立本通小学校の皆さん(札幌東間税会)



札幌市立澄川小学校の皆さん(札幌南間税会)



函館市立弥生小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立柏野小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立亀田小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立青柳小学校の皆さん(函館間税会)



各校受賞者の皆さん(岩見沢間税会)



滝川市立江陵中学校の皆さん(滝川間税会)



旭川福祉専門学校の皆さん(旭川中間税会)



大空町立女満別中学校(網走間税会)



豊頃町立豊頃小学校(十勝池田間税会)



中標津町立中標津中学校の皆さん(根室間税会)

平成26年度「税を考える週間」協賛行事

各地で多彩に開催

「税を考える週間」(11月11日～17日)においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報広聴施策を官民挙げて集中的に実施しようというものであります。このような趣旨を踏まえ、今年度も各地において間税会主催あるいは他の税務関係団体との共催などにより、講演会・研修会・街頭広報・税金クイズ大会・「税の標語」表彰(別掲)などが開催されましたが、税について改めて考え・知る機会となり、また、これら各種行事が地元新聞等にも大きく取上げられるなど、間税会等税務協力団体の存在・活動状況を大いにアピールすることにもなりました。

※「税を考える週間」行事実施状況

単会名	・講演会 ・講話	税の 作文朗読	研修会	横断幕	税 金 クイズ	税 の 標語表彰	街 頭 広 報	書道展 表 彰	セミナー	利き酒	懇談会	租税教室 税の相談	標語等 展 示
税団協	○	○											
札幌中	◎												
札幌西			○										
札幌北	○												
札幌東				◎	○	◎							
札幌南						◎							
函 館	△				△	◎	○	△	◎	◎		○	○
小 樽	○												
余 市			△				○						
倶知安									◎		◎		
岩見沢	○					◎							
滝 川					○	◎							
旭川中					○	◎						○	○
旭川東					○							○	○
富良野			○										
名 寄			○										
留 萌	○				○		○						
稚 内	◎												
室 蘭						◎							○
苫小牧			◎							◎			
網 走						◎							
北 見													○
釧 路			◎										
帯 広	○												
十勝池田	○					◎							
根 室	○				○	○							

(◎)～間税会主催行事

○～他団体との共催行事

△～他団体主催行事への参加

※講演会開催

11月18日(火)、東京ドームホテルにおいて早川清札幌中税務署長の「税の役割と税務署の仕事」と題した講演が行われ参加者一同熱心に聞き入っていました。

札幌中間税会

※講演会開催

11月14日(金)、札幌サンプラザにおいて法人会等関係4団体合同(女性部会)の主催で佐々木正博札幌北税務署長の「税のはなし」と題した講演会が開催されました。参加者は税に関する様々なお話などに皆熱心に耳を傾けていましたが、適正な申告と納税の大切さなどについて改めて再認識する機会となりました。

札幌北間税会(女性部会)



※税務研修会開催

11月20日(木)、札幌プリンスホテルにおいて税務関係4団体主催で北洋銀行中村常務取締役並びに税理士先生による「相続税と北海道経済を学ぶ」と題した研修会が開催され、参加者は皆熱心に耳を傾けていました。

札幌西間税会

❖ 税金クイズ大会開催

札幌東間税会

11月11日(火)、当会江別支部と他の税務関係団体との共催で江別市コミュニティセンターにおいて来賓等を含む総勢100名弱の中で「税金クイズ大会」



が開催されました。参加者は国税に関する問題10、市税に関する問題10の合計20問の難題に取り組みましたが、解答終了後、札幌東税務署と江別市の解説者により正解が発表されるたびに一喜一憂となるなど大変盛り上がったクイズ大会となりました。結果は友愛記念病院チームが団体最優秀賞、同病院の下田滋之さんが個人最優秀賞に輝きましたが、このクイズ大会は北海道新聞でも報道されるなど間税会等税務関係団体の活動をアピールする大会ともなりました。

❖ 「セミナー」と「利き酒会」開催

函館間税会

11月10日(月)、ホテル函館ロイヤルで「私の体験談」と題して大西国彦函館税務署長によるセミナーが開催されました。また、セミナー終了後、同ホテルにて恒例の「利き酒会」を開催しました。



利き酒クイズは清酒の部で3問(純米酒・本醸造酒・吟醸酒)、焼酎の部で2問(単式蒸留、連続式蒸留)、果実酒の部で2問(値段の多寡)、ウイスキーの部で3問(ジャパニーズ、スコッチ、バーボン)の合計10問でしたが、なかなか区別が付かず参加者は悪戦苦闘の利き酒大会となりました。



引き続き行なわれた懇談会では利き酒の成績優秀者への景品授与などで盛り上がり、盛会裏のうちに終了となりました。

❖ 税務署長講演会開催

小樽間税会

11月12日(水)、ニュー三幸において小樽法人会との共催により下佐真己小樽税務署長を講師にお招きし、



「税の役割と税務署の仕事」と題した特別講演会が開催されました。税の役割や査察についての分かり易い講話に参加者一同熱心に聞き入り、充実した講演会となりました。

❖ 街頭広報と税務研修会

余市間税会

11月11日(火)、イオン余市店前等において余市法人会及び青申会との共催で街頭広報を行ないました。また、11月14日(金)には「あゆ見荘」にて庄野余市税務署長を講師にお迎えし税務研修会が開催されました。

❖ 懇談会とセミナー開催

倶知安地方間税会

11月13日(木)、倶知安町第一会館において税務署と税務関係6団体との懇談会が開催され、活動状況等について意見交換等が行われました。また、12月1日(月)には倶知安町中小企業センターホールにおいて、札幌国税局豊田雄司消費税課長を講師にお迎えしセミナーが開催され、消費税の転嫁、社会保障・税番号制度などのお話をいただき大変有意義なセミナーとなりました。

❖ 講演会開催

岩見沢間税会

11月11日(火)、岩見沢平安閣において「私の税務人生40年?」と題して、安達覚岩見沢税務署長による講演会が開催されました。これまでの税務調査や経験を踏まえた様々な角度からの税のお話に、参加者一同興味深く聞き入っていました。



❖ 税金クイズ実施

滝川間税会

滝川地方法人会等税務関係団体との共催により「ウルトラクイズ2014」と称するハガキによるクイズの公募を行ないました。これは「税を考える週間」の機会をとらえてクイズに参加することにより税の意義を理解し納税意識の高揚と税についての知識を高めて貰いたいという趣旨のもと実施しているものです。10,000枚のチラシを配布し3,800名から応募(クイズの回答)があり、抽選により200名の方が当選となり、当選者には温泉共通入浴券が贈られました。

❖ クイズ大会・税の標語展開催

旭川中・東間税会

11月9日(日)、ロワジュールホテル旭川に於いて法人会と共催で「おもしろ税ミナール! 2014」が開催されました。税金クイズ大会では全問正解した人にクオカードをプレゼント。その他、お楽しみ抽選会、旭山動物園飼育担当者のトークショーなどが行なわれ、



会員・一般合わせて約500名が来場しました。

また、先般行なわれた「税の標語」募集作品の中から北間連会長賞（優秀賞）や旭川中・東間税会会長賞などを受賞した作品を同イベント会場内に展示したほか、「世界の消費税」クリアファイルの配布やポスターの掲示を行なうなど、税の啓発・間税会のPR活動にも努めました。

❖ 合同税務研修会開催

富良野間税会



11月11日（火）、富良野商工会議所において富良野地方法人會富良野支部、富良野青色申告会、富良野商工会議所中小企業相談所との共催で、「合同税務研修会」が開催されました。講師は富良野税務署の加藤伊織並びに山口潤一上席国税調査官のお二人にお願いし、「改正税法」と「確定申告」についてお話をいただきました。

❖ 研修会開催

名寄間税会

11月19日（水）、グランドホテル藤花において札幌国税局豊田雄司消費税課長、荒格夫名寄税務署長による税務研修会が開催され、消費税の変遷、贈与税・相続税と税番号制度などのお話いただき有意義な研修会となりました。

❖ 街頭広報と税務署長講演会等開催

留萌間税会

11月11日（火）、「税を考える週間推進委員会」主催により、「るもいプラザ」前など市内3箇所において街頭広報が行なわれました。この日は渋谷時幸留萌税務署長にもご参加いただき、道行く人に税を考える週間の啓発やe-Taxの利便性を紹介するチラシ、ポケットティッシュなどを手渡し、期限内納入、e-Taxの利用促進などをPRしました。また、11月13日（木）には留萌産業会館において税務署長講演会と税金クイズ大会が行なわれました。講演会では渋谷時幸留萌税務署長が「税の役割と税務署の仕事」をテーマに財政と税制の現状、税務署の仕事、税務行政の運営の考え方や社会保障・税番号制度などについてお話をいただきました。税金クイズでは税に関する3択問題20問が出題され、参加者は難問に一生懸命取り組んでいましたが、税について改めて考え、知る機会となりました。また、これらの行事は地元紙でも大きく取り上げられ、間税会活動等をアピー



ルすることにもなりました。

❖ 講演会開催

稚内税務署管内間税会連合会

11月25日（火）、稚内サンホテルにおいて札幌国税局豊田雄司消費税課長による「消費税の変遷」と題した講演が行われ、消費税創設の背景・導入・見直し、社会保障と税の一体改革への取り組み、社会保障・税番号制度への対応などについてお話をいただきました。また、田辺文一稚内税務署長からは「相続税・贈与税のしくみ」についてお話をいただきましたが、どちらも分かり易く解説していただくなど、有意義な講演会となりました。



❖ 税に関する作品展

室蘭間税会

11月11日（火）から17（月）までの間、「税を考える週間実行委員会」の主催により室蘭市民会館、登別市役所、伊達信金本店アトリウム内の三箇所において「税に関する作品展」が行なわれ「税の標語」などが展示されました。各展示会場を訪れた人たちは、生徒さんたちが税について勉強し一生懸命考えて作った作品に感心して見入っていました。

❖ 税務研修会等開催

苫小牧間税会

11月12日（水）、苫小牧市グランドホテルニュー王子にて税務研修会が開催されました。研修会では苫小牧税務署伊藤雅博副署長が「相続税・贈与税のしくみ」をテーマに講演。相続や贈与という身近な話に出席者は熱心に聞き入っていました。また、研修会終了後は同ホテルにて青年部会・女性部会主催による「道産酒を普及する会」が開催され、4種類の道産ワインあるいは3種類の道産清酒の飲み比べや試飲が行なわれるなど、道産酒の味わいを楽しむと共に道産酒のPRにも努めていました。



❖ 書道展・標語展

北見間税会

北見市租税教育推進懇話会及び法人会等税務関係団体との共催により、11月8日（土）から12月4日（木）までの間「まちきた大通ビル・パラボ」などにおいて「税の書道



展・標語展」が開催されました。会場には北見市内の多数の小中学生から寄せられた書道や標語の作品が展示され、多数の人が訪れ作品に見入っていました。これら作品を作るあるいは展示作品を目にして、改めて税について考えてみる機会にもなったようです。

✧ 税務研修会開催

釧路間税会

11月20日（木）、釧路キャッスルホテルにおいて釧路財務事務所森幸臣所長の「わが国 財政の現状と課題について」と題した税務研修会が開催され、参加者は熱心に聞き入っていました。

✧ 講演会開催

帯広間税会

11月11日（火）、ホテル日航ノースランド帯広において帯広地方法人会及び帯広税青色申告会連合会との共催により、札幌国税局豊田雄司消費税課長による「消費税の変遷」と題した講演会が開催されました。消費税導入の背景、平成元年の導入、平成3年以降数度の見直し、あるいは平成24年度の改正では消費税収入は年金・医療などの社会保障に使われるという用途の明確化が図られたことや、社会保障と税の一体改革への取り組み、税務署の仕事など、消費税導入から今後の動向までお話しいただき、参加者は最後まで真剣に聞き入っていました。



✧ 税務講演会等開催

十勝池田間税会

11月14日（金）、税務講演会・特別講演会が陸別町「銀河の森天文台」で開催されました。税務講演会は佐藤英一十勝池田税務署長が「国税通則法の改正について」というテーマで講演され、続いて北海道立オホーツク流水科学センター所長高橋修平氏の「しばれがとりもつ南極派遣」、名古屋大学太陽地球環境研究所准教



授西谷望氏の「日本有数の宇宙観測施設」という特別講演があり、参加者は熱心に聞き入っていました。

✧ 高校生の税金クイズ大会開催

根室間税会

11月15日（土）、根室商工会館において根室地方法人会との共催で「高校生の税金クイズ大会」が行なわれました。大会には根室高校の生徒が参加し、二人一組のチームで税に関する三択問題に早押し形式で挑戦しましたが、クイズを通して税金についての知識を学ぶ機会となり、また、クイズ大会の様子は地元の「FMねむろ」でも放送され、間税会等税務関係団体の活動を大いにアピールすることにもなりました。



✧ 講演会と税の作文朗読会開催

税団協

11月13日（木）、ホテルニューオータニイン札幌で北海道税務関係団体連絡協議会（税団協）主催による「札幌国税局長講演会と中学生の税に関する作文朗読会」が開催されました。講演では大久保修身札幌国税局長が「税の役割と身近な税」と題して、税の使い道や国の財政状況、相続などの身近な税や事業承継制度、交際費等の損金不算入制度など事業に関連する税の他、社会保障・税番号制度の導入についても今後のスケジュールや国税分野での利用方法などを分かり易く説明がありました。続いて行われた中学生による税の作文朗読会では、道内194校9126編の応募作品から国税庁長官賞、札幌国税局長賞などを受賞した6人が作文を朗読しました。6人の作文はいずれも税についてよく勉強したことが伺われ、税の大切さを改めて認識させられる内容であり、そして堂々と朗読する生徒さんに聴講者は感心しながら真剣に聞いていました。



活動だより

◆ 北間連青年・女性部会長会議開催

11月13日（木）、ホテルニューオータニイン札幌において、札幌国税局の豊田雄司消費税課長はじめ幹部の皆様並びに北間連の高橋則行会長をご来賓にお迎えし、北間連青年・女性部会長会議が開催された。会議では組織拡大・財政基盤の強化、青年・女性部会の活動状況などの報告が有り、全間連の最重点施策の「3年間で35%の会員増強を図る」、あるいは「消費税完

納運動の更なる推進」などを踏まえ各種施策を一層推進していくことが確認された。また、国税局の栗林消費税課長補佐からは、消費税等の納税資金の計画的備蓄の



推進と期限内納付の定着化に向け、北見間税会と北見地区納税貯蓄組合連合会が作成した「忘れないで納期限！納税備蓄預金は消費税期限内完納への近道です」と書かれた消費税期限内完納周知リーフレットの作成経緯や北見税務署管内の金融機関への協力依頼状況などが説明された。会議終了後は、税を考える週間行事の「札幌国税局長講演会と中学生の税の作文朗読会」に出席し、講演と作文朗読を聴講した。

◆ 札幌5間税会青年・女性部会合同研修会

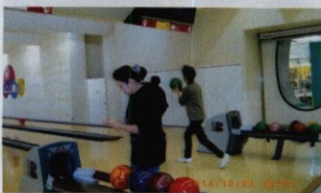
9月13日（土）、札幌5間税会の青年・女性部会の合同研修会として、札幌白石区にあるアサヒビール北海道工場の見学会が行われました。当日は午後2時45分に同工場に集合し午後3時からの見学ということでしたが、各間税会からの出席者の皆さんは、誰一人として遅れることなく時間までに全員集合し、記念写真をパチリと撮った後、いざ見学となりました。最初にビールが出来るまでをビデオ上映で勉強し、その後工場内を見学しました。あいにく当日は工場は稼働してなくて各ラインでビールが製品化されていく過程などは見る事が出来ませんでした。要所ごとに備え付けられたモニターの画像と分かり易く親切丁寧なガイドさんの説明で、実際に稼働している状況などが十分に伝わり、原料からビールが出来上がるまでの生産工程がとてもよく理解できました。また、ビールの貯蔵タンクを下から見上げその大きさに感嘆する一幕もありましたが、壁に貼られた「マッサン」のパネルを見ながら一通りの見学行程が終了しました。見学終了後、試飲会場にて出来立ての3種類のビールを堪能し、ほろ酔い機嫌での懇親会場への移行となりました。



◆ ボウリング大会開催

—— 札幌北間税会青年・女性部会

10月25日（土）、青年部会・女性部会の合同研修会を開催しました。今回は「スポーツの秋」に身体を動かし、「味覚の秋」の美味しい食事」と題しまして「ボウリング大会&お食事会」を企画いたしました。参加人数はちょっと少なめの13名でしたが「ボウリングは何年振りかしら…」「ひさしぶりですね…」の声の中ゲーム開始。ゲームが始まると、各レーンで歓声とため息、そして明るい笑い声。2ゲームはあっという間に終



了。その後のお食事会で成績発表となりましたが、優勝は三橋青年部会長、準優勝は岩崎女性部会長でした。

お食事会では皆さんが「明日（明後日？）身体が痛くなりそう」などと言いながらも、「楽しかったね！」「また、やりたいですね」とのお声をいただきました。「熟年者」の多い間税会ですが、これからも健康と見識を高める研修を企画していきたいと考えております。



◆ パークゴルフ大会開催

—— 札幌南・札幌東間税会

9月17日（水）、天然温泉森の湯「山根園パークゴルフコース」において、札幌南間税会と札幌東間税会の合同親睦パーク



ゴルフ大会が開催されました。当日は気圧の谷の影響で一時雨に当たる天候でコンディションは今一つでしたが、南間税会から20名、東間税会から7名、合計27名参加の大会となりました。ホールインワンが2名も出る熱気あふれるプレイの続出で悪天候をものともせず、思う存分プレイを楽しみました。プレイ終了後は「生ラムジンギスカン」の焼肉に舌鼓を打ち、温泉を楽しむなどゆったりした時間を十分に堪能しました。

◆ 4団体女性部会合同研修会とワインの夕べ

—— 函館間税会女性部会

10月28日（火）、函館国際ホテルにおいて税務関係4団体の女性部会合同研修会が開催され、「日本銀行の役割と函館支店」のテーマで日本銀行函館支店長沼本奈美様の講演が行われま



した。その後、函館間税会女性部会・青年部会共催の懇親会「ワインの夕べ」が行われ、シニアワインアドバイザーで当会の副会長である和田一明氏よりワインの説明等を聞きながら美味しい料理とワインを堪能しました。



◆ 納涼会とワインセミナー開催

—— 小樽間税会

8月5日（火）ホテルノルド小樽にて毎年恒例の納涼会を開催しました。最上階の展望ラウンジから眺める夕暮れ時の運河と港は小樽ならではの贅沢な景色で食事を楽しみながら会員同士の親睦を深める楽しい交流会となりました。

また、11月21日（金）には、シニアソムリエ阿部眞久氏（NPO法人ワインクラスター北海道代表理事）を講師にワインを楽しみながらワインに関する知識を学び、あわせて酒税への理解を深めていただくワインセミナーを開催いたしました。



酒税の課税状況を学んだ後、実際に料理とワインを味わいながら、高い品質が評価され近年注目を集める道産ワインについて講義を受け、ワインと料理の相性など新しい発

見ばかりでとても楽しく有意義なひと時となりました。

◆ 全間連第13回指定モデル会

—— 岩見沢間税会

9月26日（金）、福岡で開催された全間連第41回通常総会に於いて、岩見沢間税会が第13回のモデル会に指定され、当総会で指定された9モデル会を代表して岩見沢間税会の工藤会長に大谷全間連会長から指定書が授与されました。モデル会の指定期間は2年間ですが、新たに税の標語募集に取り組むなど鋭意活動中です。



「消費税期限内完納周知」のリーフレット作成 ■■■■■■ 北見間税会

間税会の活動方針として、先般、全間連より三つの最重点施策が提示されましたが、そのうちのひとつとして「消費税完納運動の更なる推進」が掲げられ、その目標達成等に向けた積極的な活動の推進が求められたところです。消費税については新規発生滞納額及び滞納残高は連年減少してきているものの、他の税目に比べ依然として高い水準にあることなどを踏まえ、これまでも「消費税期限内完納運動」を推進してきているところですが、平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、消費税の滞納増加が懸念されることから、従来にも増して実効性のある取り組みを積極的に行い、「消費税期限内完納運動」を更に推進することとされたものです。このような中であって、今般、北見間税会は北見地方納税貯蓄組合連合会とタイアップして、「税を考える週間」に合わせ「忘れないで納期限！納税備蓄預金は消費税期限内完納への近道です！」と題した消費税期限内完納周知リーフレットを作成し、各会員へ配布しました。リーフレットの内容は「消費税率の引き上げに伴う納税額と積立額の目安」や「任意の中間申告制度」などについて分かり易く説明されており、またカラー刷りで見やすいものになっています。（現物は15～16ページに掲載。）また、会員以外にも広く周知を図るべく、北見税務署管内の金融機関に対して当該リーフレットを店舗内へ備え置きしていただくよう要請したところであり、11月14日（金）には両会長から北見信用金庫太布康洋理事長へ直接リーフレットを手渡し、納税備蓄預金の開設に関する相談対応への協力を依頼しました。この取り組みが滞納の未然防止と会の認知度向上につながればと期待されるところです。



◆ ◆ 国税広報 ◆ ◆

国外財産を保有されている方へ 「国外財産調書制度」のお知らせ

居住者の方で、平成26年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した「国外財産調書」を、平成27年3月16日までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

■ 過少申告加算税等の優遇措置・加重措置 ■

「国外財産調書」を提出期限内に提出した場合には、「国外財産調書」に記載がある国外財産に関して申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が軽減されます。

また、「国外財産調書」を提出期限内に提出しなかった場合などに、その国外財産に関して申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が加重されます。

■ 不提出等に対する罰則 ■

「国外財産調書」に偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます（※）。

※平成27年1月1日以後に提出すべき「国外財産調書」に係る違反行為について適用されます。

上記のほか、詳しい情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

あなたにも、マイナンバー。 はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします！

！ マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3
つの
メリ
ット

1 行政の効率化
手続きが正確で
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が
削減され、手続きがスムーズになります。

2 国民の利便性の向上
面倒な手続きが
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった
資料の添付を省略できるようになります。

3 公平・公正な社会の実現
給付金などの
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握
しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マ イ ナ ン バ ー

マイナンバー

検索



マイナンバー（個人番号）は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

 内閣府

社会保障・税番号制度の早わかり



マイナちゃん

番号制度とは？

- 個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報（特定個人情報といいます。）の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。
- 平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号とは？

- 住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- 個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行うことが求められています。

個人番号カードとは？

- 表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面に個人番号が記載されたICチップ付カードです。
- 一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。
- 平成28年1月以降、通知カードと共に送付される申請書を市町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードを返納します。

法人番号とは？

- 国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として、1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知します。
- 法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。
- 利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

国税分野での利用は？

- 納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
 - ① 所得税：平成28年分の申告書から
 - ② 法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
 - ③ 法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから（※）
- 個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る

相続税の基礎控除額が引き下げられました。

○ 相続税の基礎控除額

【改正前】

5,000 万円 +
(1,000 万円 × 法定相続人の数)

【改正後】

3,000 万円 +
(600 万円 × 法定相続人の数)

遺産に係る基礎控除額

被相続人（亡くなられた人）から相続又は遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格（各人の課税価格（※1））の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000 万円と、600 万円に法定相続人の数（※2））を乗じて算出した金額との合計額）を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1 「各人の課税価格」

$$\text{各人の課税価格} = \left[\begin{array}{c} \text{相続又は遺贈} \\ \text{によって取得} \\ \text{した財産の} \\ \text{価額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{被相続人から} \\ \text{取得した相続時} \\ \text{精算課税適用財} \\ \text{産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{債務・葬式費} \\ \text{用の金額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{相続開始前3年以} \\ \text{内に被相続人から} \\ \text{取得した暦年課税} \\ \text{適用財産の価額} \end{array} \right]$$

※2 「法定相続人の数」

相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数となります。

また、被相続人に養子がある場合には、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は 1 人、被相続人に実子がない場合は 2 人までとなります。

「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子 2 人の場合

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円 (遺産に係る基礎控除額)}$$

- このほか、相続税の税率構造、小規模宅地等の特例や贈与税の税率構造などが改正されます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のトップページ「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」に掲載しておりますので、ご確認ください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしていますので、ご協力をお願いします。



税務署 この社会あなたの税がいきている

忘れないで
納期限!

納税備蓄預金は 消費税期限内完納への近道です!

北見間税会・北見地区納税貯蓄組合連合会では、①消費税の啓発活動や滞納未然防止活動、②消費税等の納税資金の計画的備蓄の推進と期限内完納の定着化に取り組んでいます。

消費税は、預かり金的性格を有しており、子供から大人まで皆が支払った大切な税金です。

納税資金の積立てによる備蓄に努めていただくほか、任意の中間申告制度を利用し、計画的に消費税を納税しましょう。

消費税率の引上げに伴う納税額と積立額の目安

平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられました。

下表は、簡易課税制度適用事業者の方用に月々の積立目安額を記載したものです
(1年間を通じて税率が8%であることを前提としています。)

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、建設業、 林業、製造業など (第3種事業)		飲食店業 金融保険業 (第4種事業)		不動産業・運輸通信業 サービス業など (第5種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
税込年間 課税売上高 (万円)	各月 売上高 (万円)	年間 税額 (万円)	積立 目安額 (万円)	年間 税額 (万円)	積立 目安額 (万円)	年間 税額 (万円)	積立 目安額 (万円)	年間 税額 (万円)	積立 目安額 (万円)	年間 税額 (万円)	積立 目安額 (万円)
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

※ 納税資金の積立てに
当たってのご相談は、
北見税務署管内の右記
金融機関にご協力を
いただいております。
期限内完納に向けて
の第一歩、是非ご相談し
てみてください。

北洋銀行

北海道銀行

北見しんきん

あはれしんきん

遠軽信用金庫

ゆうちょ銀行

JAバンク

JF マリンバンク

消費税 活かすみんなの 間税会
納税は 安心便利な 口座振替

北見間税会
北見地区納税貯蓄組合連合会



消費税は期限内に納めましょう

任意の中間申告制度

消費税の中間申告・納税義務は、直前の課税期間の確定消費税額が一定金額を超える場合に生じますので、その金額が48万円(地方消費税を含めた金額は60万円(消費税率4%、地方消費税率1%ベース))以下の事業者にとっては、中間申告・納付の義務がありませんでした。

しかし、今回の消費税法の改正により、中小企業の方々が計画的に消費税の納付を行っていただくため、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる任意の中間申告制度が創設されました。

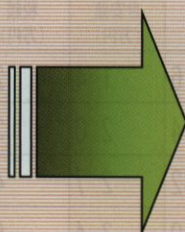
消費税を納付するための資金繰り管理等の観点からも、「任意の中間申告制度」の活用をご検討ください。

○適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中 間 申 告 義 務 な し



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

消費税活かすみんなの間税会

納税は安心便利な口座振替

北見間税会

北見地区納税貯蓄組合連合会